

## 国の動向について

### 【介護保険法等に係る国会審議状況】

- 1 介護保険施行法改正案について（旧措置入所者に係る経過措置の5年間延長）  
3月31日に成立し、4月1日に施行された。
- 2 介護保険法改正案について  
5月10日に、衆議院本会議で、修正案及び修正を除く原案について賛成多数で可決された。

#### 修正案

##### (1) 地域支援事業に関する事項

地域支援事業のうち、被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業については、市町村の任意事業から必須事業に改めるものとする。

##### (2) 検討

政府は、この法律の施行後3年を目途として、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対する効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の規定を追加するものとする。

附帯決議案について、賛成多数で採択された。

#### 附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- (1) 附則第2条第1項に規定する検討（ ）は、平成18年度末までに結果が得られるよう新たな場を設けて行うものとする。また、その場においては介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲の拡大も含めて検討を行うものとする。  
被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成21年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 難病等医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者への対応や、在宅におけるターミナルケアへの対応等の観点から、訪問看護ステーションや地域に密着した医療機関を活用して医療と介護の連携を図ることにより、在宅療養をより一層支援していくために必要な措置を講ずること。
- (3) 地域包括支援センターの運営については、公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化するとともに、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターの活用も含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。
- (4) ケアマネジャーについては、中立性・独立性を重視する観点から、資質の向上を図るとともに、介護報酬についても見直しを行うこと。また、介護に携わる人材の専門性の確立を重視する観点から、研修体系や資格の在り方の見直しを行うこと。

なお、6月15日現在、参議院において審議継続中である。

介護報酬改定に関する今後のスケジュール（案）

